

第十二号議案

江戸川区個人情報保護条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区個人情報保護条例等の一部を改正する条例
 (江戸川区個人情報保護条例の一部改正)

第一条 江戸川区個人情報保護条例(平成六年三月江戸川区条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第三号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

(江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成二十七年七月江戸川区条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二十二條第五項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を次のように改める。

第二十二條第五項中「訂正」の下に「(情報提供等記録の訂正を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定により、実施機関が、保有する情報提供等記録の訂正に応じた場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を

書面により通知するものとする。

付 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。